

3 県内未発生期

**発生状況：**

1) 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

2) 国内では、国内発生早期または国内感染期にある。

(国内発生早期)

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

(国内感染期)

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

**目的：**

1) 市内発生情報の早期把握

2) 市内発生に備えて体制の確認。

**対策の考え方：**

1) 市内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続する。

2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について、必要な対応を行う。

## (1) 危機管理組織（実施体制）

### (1)-1 本市の体制強化等

国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて市新型インフルエンザ等対策本部員会議を開催して、情報の集約・共有・分析を行う。（全部署）

国の基本的対処方針及び県の対処方針が変更された場合は、必要に応じ、市新型インフルエンザ等対策本部員会議を開催し、市内における対処方針を変更する。（全部署）

国内において発生した新型インフルエンザ等の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる場合には、国、県と連携して、感染症法等に基づく各種対策を実施する。（全部署）

### (1)-2 緊急事態宣言の措置

#### (1)-2-1 緊急事態宣言

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。  
緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに市町村対策本部を設置する

#### (1)-2-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

市対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づく設置となる。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 連携による情報収集等

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、情報を収集する。（情報班）

### (2)-2 市内サーベイランスの強化等

引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。（情報班）

市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患

者（疑い患者を含む。）を診察した場合の知多保健所への届出を求め、全数把握を継続する。（情報班）

感染拡大を早期に探知するため、学校でのインフルエンザの集団発生の把握を継続する。（情報班、学校教育班）

### **(3) 情報提供・共有**

#### (3)-1 情報提供

市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（情報班）

新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、正確な情報について迅速に広報を行う。（広報班）

#### (3)-2 情報共有

国、県、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、対策の方針・理由等の情報の共有をメール等により行う。（情報班）

#### (3)-3 相談窓口の体制充実・強化

必要に応じ、相談窓口の体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。（情報班、救護班）

引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて国等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。（情報班）

### **(4) 予防・まん延防止**

#### (4)-1 市内でのまん延防止策の準備

引き続き、国、県と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備える。（情報班）

国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。（情報班、関係各課）

市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、必要に応じ、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、必要に応じ、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼びかける。（情報班、関係各課）

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 接種体制

(4)-2-1-1 特定接種

国及び県と連携して、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(救護班、職員班)

(4)-2-1-2 住民接種

市民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。(救護班)

(4)-3 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(広報班)

(4)-4 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

臨時の予防接種

本市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

**(緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置)**

・県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定め、生活の維持に必要な場合を除いてみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。

・県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。県は、要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## (5)医療

### (5)-1 医療体制の整備

県と連携し、国の定める症例定義について、その設定及び変更時に、関係団体を通じるなどして、医療機関等に対して、遅滞なく、また確実にその内容を周知する。(情報班)

### (5)-2 帰国者・接触者相談センターの啓発

帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の周知を図る。(情報班)

県と連携し、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。(救護班)

### (5)-3 医療機関等への情報提供

国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(情報班)

## (緊急事態宣言がされている場合において、指定(地方)公共機関が必要に応じて講じる措置)

・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。 31

**(6)社会・経済機能の維持**

(6)-1 事業者の対応

市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(物資調達班)

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(物資調達班)

(6)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

(6)-3-1 水の安定供給

水道事業者である本市は、業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 19 (水道班)

19 特措法第 47 条

(6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係各課)

(6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口を充実する。(物資調達班)

**(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)**

事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

・電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

・運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めることにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

・サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

・緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

・生活関連物資等の価格の安定等 県、市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・犯罪の予防・取り締まり

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、

広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底するよう県警本部に要請する。